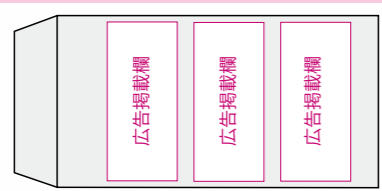
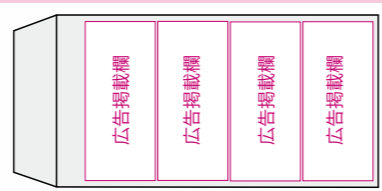


## Clip!

### 市が使用する封筒に広告を掲載しませんか？

問合せ先：税務課・市民生活課

	税務課	市民生活課
封筒の使用目的	市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料などの納付書発送用封筒として使用します。	市民生活課に置き、住民票や印鑑証明書などを入れる封筒として使用します。
封筒の規格	窓あき封筒(12cm×22cm)	長形3号封筒(12cm×23.3cm)
広告掲載位置	封筒の裏面	
広告規格	1枚の大きさは、縦4cm×横10cmです。	
広告募集枚数	3枚 (例) 	4枚 (例) 
広告掲載料	1枚 48,000円	1枚 20,000円
封筒印刷枚数	48,000枚	20,000枚
広告掲載期間	封筒の使用が終了するまで(約1年間)	
申込方法	「都留市広告掲載申込書」にご記入のうえ、掲載しようとする広告の原稿を添えて、税務課まで申し込みください。申込書は税務課にあります。市ホームページからもダウンロードできます。	「都留市広告掲載申込書」にご記入のうえ、掲載しようとする広告の原稿を添えて、市民生活課まで申し込みください。申込書は市民生活課にあります。市ホームページからもダウンロードできます。
申込締切	1月27日(金)	

税務課、市民生活課で平成24年度に使用する封筒の裏面に掲載する、市内の事業者などの広告を募集します。広告掲載をご希望の場合は、次の要領でお申し込みください。

## Clip!

### 都留市立病院では臨床工学技士を募集します。

問合せ先：都留市立病院事務局庶務担当  
☎(45)1811【内線206】



都留市立病院では、臨床工学技士を募集します。

**募集人数(1名)**  
昭和56年4月2日以降に生まれた方で、平成24年3月卒業見込みの方(臨床工学技士免許取得見込みの方)または、既に臨床工学技士免許を有する方。

**応募期間**  
平成24年1月4日(水)から平成24年1月31日(火)までに提出書類を都留市立病院事務局庶務担当まで提出してください。(郵送可)

**試験日**  
平成24年2月下旬を予定。(応募者には追って通知します。)

**試験の方法**  
筆記試験及び面接試験

**採用予定日**  
平成24年4月1日

**提出書類**  
身上書付履歴書、臨床工学技師免許証の写し(有資格者)、卒業見込証明書(平成24年3月卒業見込者)

## Clip!

### 新成人の皆さん、忘れずに国民年金の加入手続きを!

問合せ先：市民生活課 年金・医療担当  
大月年金事務所☎(22)3811

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障害が残ったりしたときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度で、国が責任をもって運営しています。

**◇義務と権利**  
日本国内にお住まいの20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

**◇加入の手続き**  
学生や自営業者などの第一号被保険者となる方は、お住まいの市区町村役場で直接、手続きをしてください。  
サラリーマンや公務員の第二号被保険者の方、その第二号被保険者に扶養される配偶者の第三号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

**◇保険料の猶予・免除**  
学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。この申請を



行わないまま、国民年金保険料が未納になっていると、年金を受け取ることができなくなるのとや、不慮の事故などにより障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなることを防止するための制度です。

「学生納付特例制度は、所得がない学生の方のご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。承認を受けた期間は、社会人になってから納めることもできます。

そのほかに、経済的な理由などにより保険料の納付が困難な方のために、「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。申請手続きなど詳しくは、お問い合わせください。

## Clip!

### 高額医療・高額介護合算制度

問合せ先：国民健康保険の方→年金・医療担当  
後期高齢者医療制度の方→年金・医療担当  
被用者保険の方→お勤め先

■世帯の年間での自己負担限度額(平成22年8月1日～平成23年7月31日)

	国民健康保険 + 介護保険 (70歳未満含む)	国民健康保険 + 介護保険 (70歳～74歳)	後期高齢者 + 介護保険	被用者保険 + 介護保険
現役並み所得者 (上位所得者)	126万円 (168万円)	67万円 (89万円)	67万円	
一般	67万円 (89万円)	56万円 (75万円)	56万円	
低所得者	34万円 (34万円)	31万円 (41万円)	31万円	お勤め先にお問合せください
		19万円 (25万円)	19万円	

医療や介護に支払った金額がそれぞれの自己負担額を超えたとき、超えた分の額が支給される制度があります(医療では「高額療養費」、介護では「高額介護サービス費」)。

さらに平成20年4月から、その自己負担を軽減する目的で「高額医療・高額介護合算制度」が設けられました。年間(毎年8月から翌年7月まで)の医療保険上の世帯の自己負担額が

左記の基準額を超えた場合、申請して認められると後から支給されます。

※申請の対象となる国民健康保険被保険者、後期高齢者医療受給者の方には1月中にお知らせする予定です。